

上級タンデム技能証 講習検定会・継続講習検定会 細則 v1.81

教員・スクール事業委員会

上級タンデム技能証制定時の移行措置

- ・新制度の開始:2019年4月1日から開始した。
- ・旧タンデム技能証は2019年3月31日で改正され、搭乗者の制限が付加された。
- ・移行措置として、現行タンデム技能証保有者全員に、期限付きの暫定上級タンデム技能証を送付した。
- ・「暫定上級タンデム」の効力は「上級タンデム」と同等とした。
- ・「暫定上級タンデム」の効力は2020年3月31日に停止された。
- ・暫定上級タンデムの期限内に上級タンデムへ移行しなかった者はタンデム技能証となった。つまり、1年間は「暫定上級タンデム」と「上級タンデム」の混在が発生した。
- ・2019年4月1日以降に「暫定上級タンデム」から「上級タンデム」へ移行を希望する者は、移行のための講習検定会に参加し、合格した者には「上級タンデム技能証」が発行された。

上級タンデム証検定の受検資格

タンデム証を取得後、合計50回以上のタンデム高高度飛行(高度差150m以上または滞空時間2分以上の飛行)の経験。

タンデム証取得後の合計飛行時間は特に限定しない。

上級タンデム技能証実技科目の習得。

実技検定不合格者が再受検する場合は、1か月間の練習期間を経た上で、上級タンデム証を有する教員の推薦が必要。

※PG上級タンデム受検者の推薦はPG教員、HG上級タンデム受検者の推薦はHG教員のみが可能。

・上級タンデム技能証を受検・継続する者は、JHFが必要と認めた場合、指定した様式で健康診断書を**事前に**提出すること。

・**健康診断書は、検定会開催日より過去1年以内に発行されたものまで有効である。**

・JHF指定の健康診断書の検査項目を含む医療機関作成の健康診断書も有効とする(例:企業及び市町村による健康診断書、航空身体検査、JML健康診断書)。国外のタンデム技能証を取得した者については、理事会が承認すれば上級タンデム技能証を発行することができるが、その際に当該技能証の取得に要した航空身体検査等の書類を提出すること。

・聴力、言語、四肢関節運動機能については、検定員が実技検定においてタンデムフライトに支障がないことを判断する。

・精神病、てんかん性疾患、薬物中毒については、医師の診断、あるいは監督する教員・助教員が日常の指導を通じて判断する。

検定

- ・上級タンデム技能証規程により実技検定および学科検定を行う。
- ・実技検定はソロフライト実技、タンデムフライト実技それぞれ 1 本とする。
- ・ソロフライト実技で合格した者に限り、タンデムフライト実技検定を受検することができる。
- ・学科検定では「上級タンデム教本」から出題される学科問題を使用し、正解率 80%以上を合格とする。
- ・検定料は JHF 技能証規程別紙(申請料等一覧)に定める通りとする。エリア使用料及び TO-LD 送迎料等は別途とする。

講習

- ・学科講習では「上級タンデム教本」「事故と対策」「ビデオによる技術確認」を行う。

検定員

- ・上級タンデム証を有する教員は、講習検定会における検定員になることができる。
- ・講習検定会は検定員 3 名以上で実施し、日程は 2 日間とする。
- ・講習検定会を行う 3 名以上の検定員のうち、少なくとも 1 名は、同一の企業グループやスクールに属さない者でなければならない。
- ・タンデム技能証保有者の検定においては、上級タンデム証と教員技能証を併せ持つ者が同乗して検定をおこなう。
- ・**検定員 3 名以上のうち 1 名以上を教員・スクール事業委員会から派遣する**(上級タンデム制度導入の意義の説明、検定会運営のノウハウ伝達、検定基準の統一のため)
- ・上級タンデム技能証を有する教員が検定試験を実施する人数に不足する場合には、タンデム技能証を有する教員検定員が同検定試験を行うことができる。
- ・タンデム技能証を有する教員検定員が検定試験を実施する人数に不足する場合は、教員・スクール事業委員会が指名する、タンデム技能証を有する教員で補充することにより、3 名以上で検定を実施する。

・HG の検定については、委員会が承認すれば、現地で検定をする検定員を減員できる。この場合、撮影したビデオを他の検定員が判定し、合計 3 名以上の判断により可否を判定する。あるいは、受検者が撮影したビデオを 3 名以上の検定員が判定することで、検定飛行に代えることができる。**撮影の条件は下記の通りとし、これを満たさないビデオ映像は不合格とする。**

- ①テイクオフの演技のみテイクオフ場から撮影し、それ以外はランディング場から撮影する。
- ②エリア条件により 1 回の飛行ですべての演技を実施できない場合は 360 度 3 周を 2 周に減らす、あるいは課題演技を 2 回のフライトに分けてもよい。
- ③ビデオでは、すべての課題演技が一連の流れでなくても、分割して録画されたものでもよいが、必ず同じグライダーを使用すること。
- ④少なくとも 1 つの課題演技と着地までを一連の動画とし、降りた場所とターゲットの範囲を撮影する。
- ⑤撮影のサイズは、画面全体の 30%以上に機影が映るものとする。デジタルズーム等で機影が明らかにぼやけているものは認めない。

⑥撮影機材は、上記の条件を満たすスマートフォンまたはビデオカメラを使用する。委員会からビデオカメラを貸し出すことも可能。

⑦HG の場合アクションカメラによる撮影も可とする。取付場所は 360 度旋回の外翼側のクロスバー（旋回時に空ではなく地面が映る）とし、ニュートラル時の迎え角で画像が水平になるように合わせることを。

・フライト実技が実施できなかった場合でも、学科講習「事故と対策」「ビデオでの技術確認」および学科試験は必ず行う。

・天候の問題で実技検定ができなかった場合、検定料は返金せず、別の機会に無料で受検できる。ただしエリア使用料や交通費等は自己負担。学科講習を受け、学科試験に合格していれば、実技検定のみ受検できる。ソロ検定に合格したが天候の問題でタンデム検定ができなかった場合は、ソロ検定をやり直さずタンデムのみ受検することができる。

・実技不合格者は、学科講習を受け、学科試験に合格していれば、再検定は 1 日で可とする。再受検には、1 か月間の練習期間を経た上で、上級タンデム証を有する教員の推薦が必要。検定料は JHF 技能証規程別紙（申請料等一覧）に定める通りとする。通常の検定会で実技のみ受検してもよいし、実技再検定専用の機会を設けてもよい。一部実技科目のみの再検定はせず、すべての実技を再検定する。

・開催者には、できるだけ予備日を設けるよう依頼する（例：金土日、あるいは土日月で開催）。検定会開催前の時点で悪天候が予想された場合は、2 日前までであれば中止を発表して受検者に伝えることができる。

上級タンデム受検のための資料は以下とする。

- ・採点基準ビデオ
- ・上級タンデム教本
- ・上級タンデム実技検定採点表

タンデム技能証保有者が上級タンデム技能証取得のための練習を行う場合

- ・パイロット証を有する者、あるいは同居の親族をパッセンジャーとしてフライトする。
- ・上級タンデム技能証を有する教員または助教員の監督下であれば、上記の他にフライヤー登録者をパッセンジャーとしてフライトすることができる。
- ・この場合、監督する教員または助教員は、タンデム技能証保有者を「上級タンデム技能証練習生」として、定められた書式により、事前に JHF に登録しなければならない。

上級タンデム証の有効期間と継続時の講習検定について

- ・上級タンデム技能証の有効期間は 3 年である。有効期間を過ぎると上級タンデムの効力を失い「タンデム技能証」となる。ただし有効期限を毎年度末(3 月 31 日)とするため、初回有効期限は発効日から 2 年経過後の年度末とする。また、有効期限までに更新せず、再度取得した技能証の有効期限については 2 年経過後の年度末(3 月 31 日)とする。
- ・有効期間の最終年度中に、講習検定会を受検して合格することにより、有効期間後の 3 年間も「継続」することができる。

- ・継続のための講習検定会は 2022 年 4 月 1 日から開始された。
- ・継続講習検定会は新規受検者の講習検定会と同時に開催される場合もある。
- ・学科講習および実技検定を行う。継続のための受検者は学科試験を免除する。但し、学科講習を受講する必要がある。
- ・学科講習の内容は「事故情報と対策」「最新タンデム情報」「フリーディスカッション」等とする。
- ・実技検定の内容は上級タンデム技能証規程の実技検定の通りとする。
- ・継続検定で不合格になった場合には 1 か月間の練習期間を空けずに再度受検できる。
しかし、その検定で不合格となった場合は、その次に検定を受けるまで1か月の練習期間を設ける。
さらに上級タンデム証を持つ教員の推薦書を必要とする。
- ・継続検定で不合格、あるいは継続検定を受検せずに有効期限を過ぎた場合は、上級タンデム証は失効する。再び上級タンデム証を取得するには、実技・学科ともに再受検が必要となる。